

農業近代化資金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

意欲ある農業者等が経営改善を図るために必要な長期かつ低利の資金の融通

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、
営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

※ 一定基準の規約を有していること等の要件があります。

農業協同組合、その他の企業・団体・法人

4 支援内容

(1) 資金使途：

- 畜舎、果樹棚、農機具など農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得
- 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成、乳牛その他の家畜の購入又は育成
- 農地又は牧野の改良、造成又は復旧
- 長期運転資金
- 農村環境整備資金 等

(2) 貸付限度額：

- 農業を営む者・・・個人1,800万円、法人・団体2億円
- 農 協 等・・・15億円（大臣が承認した場合はその承認額）

(3) その他：

- 償還期限・・・資金使途に応じ20年以内（据置7年以内）
- 借入金利・・・3.10%（令和8年6月18日現在）
 ※ 認定農業者：1.90%～2.85%
- 融 資 率・・・原則80%以内
 ※ 認定農業者・・・貸付限度額1,800万円（個人）、
 2億円（法人）まで100%以内
- そ の 他・・・新たに攻めの経営展開（規模拡大や経営多角化等の体質強化）に積極的に取り組む認定農業者等に対する貸付当初5年間の金利負担軽減措置有

※ 長期かつ低利の資金融通をするため、県が融資機関に対し利子補給を行っており、その財源の一部に国の重点支援地方交付金が活用されています。

5 募集期間

(1) 募集期間：常設資金のため期間の限定はありません。

(2) 申請書類（様式）の入手先：

最寄りの窓口機関（農業協同組合、銀行、信用金庫、農林中央金庫）

(3) 申込み先：

最寄りの窓口機関（農業協同組合、銀行、信用金庫、農林中央金庫）

6 問合せ先

各総合支庁農業振興課にお問い合わせください。

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当(係)名：地域農政担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 0 2 3 - 6 2 1 - 8 1 4 1
最上総合支庁農業振興課 0 2 3 3 - 2 9 - 1 3 2 0
置賜総合支庁農業振興課 0 2 3 8 - 2 6 - 6 0 4 9
庄内総合支庁農業振興課 0 2 3 5 - 6 6 - 5 4 9 8

青年等就農資金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

認定新規農業者が利用する経営改善のための一般的な長期かつ無利子資金の融通
(農地の賃借、機械、施設、長期運転資金等)

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人

※ 認定新規就農者に限ります。

4 支援内容

(1) 資金使途：

- 畜舎、果樹棚、農機具など農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、賃借料等
- 果樹その他の多年生植物の植栽又は育成、乳牛その他の家畜の購入又は育成
- 農地等の改良、造成、賃借料
- 長期運転資金 等

(2) 貸付限度額：3,700万円（特認1億円）

(3) その他：

- 償還期限・・・資金使途に応じ17年以内（据置5年以内）
- 借入金利・・・無利子
- 融資率・・・100%以内

5 募集期間

(1) 募集期間：常設資金のため期間の限定はありません。

(2) 申請書類（様式）の入手先：

最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）

(3) 申込み先：

農業協同組合、銀行、信用金庫

最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：金融担当

(3) 電話番号：023-630-3088

スーパーL資金（農業経営基盤強化資金）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

認定農業者が利用する経営改善のための一般的な長期かつ低利資金の融通
（農地、機械、施設、長期運転資金等）

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人

※ 認定農業者に限ります。

4 支援内容

(1) 資金使途：

- 畜舎、果樹棚、農機具など農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、賃借料等
- 果樹その他の多年生植物の植栽又は育成、乳牛その他の家畜の購入又は育成
- 農地等の取得、改良、造成、賃借料
- 長期運転資金 等

(2) 貸付限度額：個人3億円（特認6億円）、法人・団体10億円（特認20億円）

(3) その他：

- 償還期限・・・資金使途に応じ25年以内（据置10年以内）
- 借入金利・・・借入期間に応じて1.90%～3.10%
（令和8年6月18日現在）
- 融資率・・・100%以内
- その他・・・新たに攻めの経営展開（規模拡大や経営多角化等の体質強化）に積極的に取り組む認定農業者等に対する貸付当初5年間の金利負担軽減措置有

5 募集期間

(1) 募集期間：常設資金のため期間の限定はありません。

(2) 申請書類（様式）の入手先：

最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）

(3) 申込み先：

最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：金融担当

(3) 電話番号：023-630-3088

経営体育成強化資金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

認定農業者以外の担い手が利用する経営改善のための一般的な長期かつ低利資金の融通（農地、機械、施設、長期運転資金等）

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合

4 支援内容

(1) 資金使途：

- 畜舎、果樹棚、農機具など農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、賃借料
- 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成、乳牛その他の家畜の購入又は育成
- 農地等の取得、改良、造成、賃借料
- 長期運転資金 等

(2) 貸付限度額：個人1.5億円、法人・団体5億円

(3) その他：

- 償還期限・・・資金使途に応じ25年以内（据置3年以内）
- 借入金利・・・3.10%（令和8年6月18日現在）
- 融資率・・・80%以内

5 募集期間

(1) 募集期間：常設資金のため期間の限定はありません。

(2) 申請書類（様式）の入手先：

最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）

(3) 申込み先：

最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：金融担当

(3) 電話番号：023-630-3088

農業改良資金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

農業者等が経営改善を図るために加工、販売等の新たな取組み（農業改良措置）を行うための長期かつ無利子資金の融通

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、その他の企業・団体・個人

※ 以下の農業者等に限ります。

農林漁業バイオ燃料法、米穀新用途利用促進法、六次産業化法若しくはみどりの食料システム法に基づく種事業計画を作成し、認定を受けた農業者等

4 支援内容

(1) 資金使途：以下を例とする農業改良措置に必要な資金

- ・ 畜舎、果樹棚、農機具など農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の取得、改良、造成、賃借料
- ・ 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成、乳牛その他の家畜の購入又は育成
- ・ 農地等の取得、改良、造成、賃借料
- ・ 長期運転資金 等

(2) 貸付限度額：個人5,000万円、法人・団体1億5,000万円

(3) その他：

- 償還期限・・・資金使途に応じ12年以内（据置3年以内）
- 借入金利・・・無利子
- 融資率・・・100%

5 募集期間

(1) 募集期間：常設資金のため期間の限定はありません。

(2) 申請書類（様式）の入手先：

最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）

(3) 申込み先：

最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：金融担当

(3) 電話番号：023-630-3088